

無料相談

■市民総合相談課（市役所本庁舎2階）【予約不要】

《暮らし110番相談 28番窓口》

内 容：日常生活の中での疑問、困りごとなど
（専門相談員対応）

と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内 容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、
借金問題など、消費生活に関すること
（専門相談員対応）

と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン
☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課
（市役所本庁舎2階）☎ 0857-30-8181 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回

内 容：法律全般（弁護士対応）

と き：4/6（火）・13（火）・20（火）・27（火）
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

と ころ：本庁舎2階 28番窓口

予 約：3/25（木）8:30～
（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容：採用から退職までの労働および社会保険、老後
の年金を含む生活設計などに関すること（社会
保険労務士対応）

と き：4/14（水）13:00～15:30（定員5人）

と ころ：本庁舎2階 28番窓口

予 約：4/7（水）17:15 まで
（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）

と き：4/15（木）13:00～15:45（定員3人）

と ころ：本庁舎2階 28番窓口

予 約：4/8（木）17:15 まで
（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、
健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽に
ご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。

と き：4月21日（水）13:30～15:00 ※要予約

と ころ：県庁 会議室（東町一丁目）

☎ 県消費生活センター
（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

土地・建物の価格や賃料等に関する相談

不動産鑑定士による無料相談です。 ※当日受付

と き：4月2日（金）13:00～16:00

と ころ：本庁舎2階28番窓口

☎ 本庁舎市民総合相談課
☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919

人権・生活相談（無料）

と き：3月9・23日（火）15:00～17:00、
20日（土・祝）10:00～12:00

と ころ：人権交流プラザ（幸町151）

内 容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウ
ンセラー対応）

定 員：各回2人

☎ 中央人権福祉センター
☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員
が対応しています。

行政への困りごと相談（無料）

内 容：国などの仕事や手続き、サービスなど
（行政相談委員対応）

と き：3月10日（水）・16日（火）・23日（火）・4月1日（木）
13:30～15:00

と ころ：3月10日＝輝なんせ鳥取
3月16日＝さざんか会館
3月23日＝トスク本店インフォメーションルーム
4月1日＝麒麟Square情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。
☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

特設人権相談

と き：3月11日（木）13:00～16:00

と ころ：さざんか会館（富安二丁目）

内 容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、
人権侵害が認められる相談については調査救
済（法務局対応）を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談
に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

日曜労働相談会

と き：3月14日（日）12:00～15:00

と ころ：県民ふれあい会館

内 容：解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、
パワーハラスメントなど労働問題全般に関す
る相談会（労働委員会委員が対応）
※要電話申込み（3月10日（水）17:15 まで）
秘密厳守

☎ 労使ネットとっとり（県労働委員会）
☎ 0120-77-6010

行政書士無料相談

行政書士会無料相談

■ 3月13日（土）10:00～15:00
中央図書館2階多目的ホール ※要予約（1人30分程度）

■ 4月4日（日）10:00～15:00
気高図書館2階会議室 ※当日受付、先着順

内 容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、
契約など（行政書士対応）

外国人何でも無料相談会 ※日本人の相談も可

と き：3月10日（水）10:00～12:00 ※要予約

と ころ：鳥取県立図書館2階

内 容：在留資格、仕事、国際結婚、その他何でも

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

水道局からのお知らせ

転入・転出などの届け出はお早めに

☎ 水道局料金課（鳥取・国府・福部地域）

☎ 0857-53-7922 ☎ 0857-53-7801

☎ 水道局南地域水道事務所（河原・用瀬・佐治地域）

☎ 0858-76-3118 ☎ 0858-85-0672

☎ 水道局西地域水道事務所（気高・鹿野・青谷地域）

☎ 0857-85-2526 ☎ 0857-85-1819

次の場合、水道局へご連絡ください。

△新築や転入などで、新たに水道を使用するとき

△転出などで、水道の使用をやめるとき

△改築や長期不在などで、当分の間、水道の使用を
やめるとき

△使用者の名義を変更するとき

●届け出の際には、「使用水量のお知らせ」などに
記載の**水栓番号**をお知らせください。

●使用開始・中止のお届けは、水道局ホームページ
からも手続きができます。注意事項を確認のうえ、
画面の指示に従い、必要事項を入力してください。

☎ <https://www.water.tottori.tottori.jp/1299.htm>

ガード博士からの ワンポイント！

改正民法の
対象となるのは
令和2年4月以降の
契約じゃよ！



ガード博士

また、改正民法では、原状回復義務が明確化さ
れました。ただし、特約を定めることは可能です。
特約もしっかり確認しましょう。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガ
イドライン」では、原状回復の費用負担のあり方
について、一般的な基準が示されています。ガイ
ドラインでは、クロスは平方メートル単位が望ま
しいが、一面分まではやむを得ないとしています。
また、経過年数を考慮して負担割合を算定する
としています。従って、事例の場合、一部屋全体の
張替費用を借主が負担する必要はないと考えられ
ます。ガイドラインを参考に、貸主と話し合いま
しょう。

質貸アパートを退去するときに、借主の不注意
などでつけた傷や汚れは、借主に原状回復の義務
が発生します。

4年間住んでいた賃貸アパートを退去した。不
注意でクロスに1カ所傷をつけてしまったが、貸
主から一部屋全体の張替費用を請求された。そこ
まで負担しなければならぬものか。

賃貸アパート退去時の 原状回復トラブル

☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-38863



メーブル助手

No.096 ガード博士とメーブル助手の 消費者トラブル講座

簡単にできる料理を紹介します。
鳥取市食育推進委員会 青谷支部
地産地消編 Vol.5



☆里芋と厚揚げのそぼろあんかけ☆



材 料（4人分）

里芋	400g	A	薄口しょうゆ	小さじ2
鶏ひき肉	150g		みりん	大さじ2
にんじん	60g		酒	大さじ2
椎茸	中8枚	B	塩麴	大さじ2
厚揚げ	2枚		片栗粉	大さじ1
だし汁	400ml		水	大さじ1
ゆず皮（千切り）	適宜			

- ① 里芋は皮をむき、水でさっと洗ってぬめりをとって一口大に切り、にんじんは乱切りにする。
- ② 椎茸は石づきをとり、十字に飾り切りする。厚揚げは2割角に切り、さっと洗って油分を取り除き、ざるにあげて水気を切る。
- ③ 分量のだし汁に鶏ひき肉をだまにならないようにほぐし入れてから、火にかける。
- ④ ①を加えてアクをとりながら、やわらかくなるまで中火で約10分煮る。
- ⑤ 次に、②、Aを加えてさらに煮る。
- ⑥ 全体に味がなじんだらBを入れてとろみをつける。
- ⑦ 器に盛り、上にゆず皮を飾る。

1人分	エネルギー	207kcal	脂質	6.4g
	タンパク質	10.6g	塩分	1.4g